

議案第 63 号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 節 基準該当通所支援に関する基準（第 57 条～第 62 条の 2）」
を

「第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第 56 条の 2～第 56 条の 5）」

第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第 57 条～第 62 条の 2）」
に、

「 第 5 節 基準該当通所支援に関する基準（第 80 条～第 82 条）
第 5 章 保育所等訪問支援 」
を

「 第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第 79 条の 2）
第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第 80 条～第 82 条）
第 5 章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第82条の2）

第2節 人員に関する基準（第82条の3・第82条の4）

第3節 設備に関する基準（第82条の5）

第4節 運営に関する基準（第82条の6～第82条の9）

第6章 保育所等訪問支援 』

に、「第6章」を「第7章」に改める。

第1条中「第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項」を「第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項」に改める。

第2条第3号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同条第4号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第3条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第4条第3項中「第21条、第50条及び第74条において」を「以下」に改める。

第6条第1項第1号中「指導員又は保育士（」を「児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。））、保育士（」に改め、「以下同じ。）」の次に「又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以

下「障害福祉サービス経験者」という。)」を加え、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項第2号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」に改め、同項第3号中「(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第6条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第27条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第49条第1項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第50条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第51条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第52条第2項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第57条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第60条中「前節」を「第4節」に改める。

第61条中「（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」及び「（同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第62条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第60条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

第62条の2各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第60条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第62条の2第1号中「（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第56条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第61条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業員の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上

であること。

- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第56条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第62条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第62条第1号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第56条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第62条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。）（以下

「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第62条の2において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型

居宅介護をいう。) (第62条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。) のうち通いサービス (指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。) の利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。) を登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人) までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。) は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準

条例第46条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第56条の5 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第64条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第71条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第71条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第72条中「第27条」の次に「（第4項及び第5項を除く。）」を加え、「第49条第1項」を削る。

第74条第1項第1号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯の

うち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第78条の2を削る。

第79条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改める。

第82条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第78条（第1項を除く。）及び第78条の2」を「及び第78条（第1項を除く。）」に改め、「、第78条の2第3項中「第79条」とあるのは「第82条」と」を削る。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第79条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条の4まで、第73条及び第78条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第91条第1項中「第4項並びに」を「第4項、第82条の3第1項並びに」に、「、第84条第1項」を「、第82条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第84条第1項」に改める。

第6章を第7章とする。

第86条に見出しとして「（準用）」を付し、同条を次のように改める。

第86条 第82条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第87条から第89条までを次のように改める。

第87条から第89条まで 削除

第90条中「第25条」の次に「、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条」を加え、「から第51条まで、第52条第1項及び第

53条から第56条」を「、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8」に、「第89条」を「第90条において準用する第82条の8」に、「次条第1項から第3項まで」を「次条」に、「第88条第1項から第3項まで」を「第90条において準用する第82条の7」に、「第88条第2項」を「第90条において準用する第82条の7第2項」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第82条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第82条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事そ

の他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第82条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは「ただし、第82条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第82条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（証明書の携帯）

第82条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を示す証明書を携帯させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第82条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第82条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領

する費用の種類及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待等の防止のための措置に関する事項
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

(準用)

第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第54条から第56条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例（次項において「旧条例」という。）第6条（第3項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、改正後の条例（次項において「新条例」という。）第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第57条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条

例第57条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、介護保険制度における通所介護等の指定を受けた事業者が共生型児童発達支援等の指定を受ける場合の基準を定めること、指定居宅訪問型児童発達支援の事業に関する基準を定めること等のため、この条例を制定するものである。